

緊急消防援助隊広域活動拠点の整備手法（案）

1 総論

防災に必要な様々な機能のうち民間部門が必要な資源を保有しているものについては、地方公共団体は、関係する企業又は業界団体と協定等を締結することにより確保している。より効果的に応援を受けるという観点からは、「緊急消防援助隊が（受援側に依存しないで）自ら備えるべき、又は備えることが望ましい機能」についても、できる限り、このような協定に基づき受援側が支援するようにしておくことが望ましい。

東日本大震災では、このような協定が必ずしも有効に機能しなかった例もある。「地域資源活用の実例の調査」によれば、主に次のような理由が考えられる。

- (1) 相手方の設備の損傷、従業員の死傷、停電等により、物理的に対応することができない状態であった。
- (2) 急激に増大した民間部門の需要への対応、流通の停滞等により、供給することとしていた物資が枯渇した。
- (3) 地方公共団体の被災等により、協定に基づく協力を受け入れる態勢が整わなかった。

ここでは、このような事情を踏まえて、地域資源のネットワーク化による広域活動拠点の整備手法として、民間部門との協定のあり方を中心に提案する。

2 拠点となる施設の管理者等との調整

緊急消防援助隊の活動が長期に及ぶ場合は、部隊の滞在・宿営及び後方支援活動（食糧、燃料、資機材の補給等）の中核となる場所としての広域活動拠点（例えば、受援計画で進出拠点とされている施設が考えられる。）が必要となる。

このような拠点に求められる条件は、①必要な場合に速やかに使用することができること、②長期間にわたって使用することができること、③他の部隊（自衛隊、警察等）と競合しないこと、④他の用途（被災者の避難場所、災害ボランティアの宿营地等）と競合しないこと、⑤設置してある各種設備（シャワー、厨房等）を利用することができること、⑥使用に伴う経費負担が安価であることなどである。

こうした条件は、拠点となる施設の管理者と調整し、協定を締結することにより満たされることになる。しかし、現状では、受援計画で進出拠点とされている施設について、このような協定が締結されている例は多くない。

このような条件をなるべく高い水準で実現するため、拠点となる施設の管理者、消防以外に当該施設を利用する可能性のある機関等との十分に調整しておくことが望ましい。

3 隣接都道府県の企業又は業界団体との協定

都道府県が防災に関して締結している協定の相手方は、民間部門では、同じ都道府県内の企業又は業界団体（以下「企業等」という。）がほとんどである。

燃料等の供給は、物理的に可能で、かつ、それが手元に存在してこそ可能である。大災害時には、被災地域が広い範囲に及ぶので、同じ都道府県内の企業等だけでは対応することができないおそれがある。津波災害の場合、海から遠く離れた事業者ならば、直接的な被害は少ないかもしれないが、急激に増大した民間部門の需要への対応、流通の停滞等により、やはり供給することができなくなるおそれがある。また、同じ都道府県内の企業等

の協力だけでは不十分なおそれがある。

そこで、同じ都道府県内だけではなく、より被害が少ない隣接都道府県（例えば、南海トラフの巨大地震であれば、隣接する日本海側の県）の企業等とも協定を締結しておくことが有効と考えられる。

4 全国的なネットワークを持つ企業との協定

業界団体は、個別の企業の集合体であり、協定に基づく協力に直接必要となる資源を保有しているわけではない。加盟企業に対する影響力も団体によってまちまちであり、業界団体と協定を締結しても、その内容が必ずしも加盟企業に徹底されるとは限らない。また、協定を締結した当該都道府県の業界団体の上部に全国組織がある場合でも、全国規模の協力ネットワークが保証されるわけではない。

そこで、全国的なネットワークを持つ企業とも協定を締結しておくことが有効と考えられる。このような協定は、都道府県と主にチェーンストアを展開する企業の間で多数締結されている。

5 訓練等を通じた「顔の見える関係」の構築、検証、詳細な事項の取決め等

協定を締結した後は何らのフォローも行われていない場合も少なくない。これでは、いざというときに、協定が真に有効に機能するかどうか疑わしい。

防災訓練等を通じて、相互に「顔の見える関係」を構築するとともに、協定の有効性を検証し、必要に応じて協定の修正又は詳細な事項を取り決めるなど、継続的なフォローを行っていく必要がある。

6 応援側及び受援側の連携の強化等

応援活動を効果的に行うためには、応援側と受援側が緊密に連携しなければならない。これは、広域活動拠点の機能を十分に発揮させるための基礎となる。

緊急消防援助隊では、基本計画及び各アクションプランで、災害発生都道府県ごとに応援を行う都道府県が定められている。また、緊急消防援助隊運用要綱では、都道府県知事は、都道府県隊応援等実施計画（第3条第3項）及び受援計画（第24条第1項）を策定することとしている。

平時から、応援側は受援側の受援計画を、受援側は応援側の都道府県隊応援等実施計画を十分に把握するとともに、訓練等を通じて、連携を強化するべきである。また、応援側は、受援側の受けることができる支援の内容を十分に確認しておくことが望ましい。受援側も、応援側に十分な情報を提供しておくべきである。

7 緊急消防援助隊以外の応援活動をも視野に入れた総合的な受援計画の策定

緊急消防援助隊の活動を支える機能の多くは、警察はもちろん、高度な自己完結機能を有する自衛隊にとっても、より効果的な応援活動を行う上で有益である。しかし、これまでに述べたように、大災害時には、応援部隊が必要とする機能に対する受援側の支援は、極めて限定的にならざるを得ない。緊急事態であり、関係者間で十分に調整する時間もないので、宿営地の確保、燃料等の物資の調達等について、応援部隊間で競合が発生するおそれがある。

そこで、都道府県は、全ての応援部隊が円滑に活動することができるよう、警察及び自

衛隊とも十分に協議し、緊急消防援助隊以外の応援活動をも視野に入れた総合的な受援計画を策定することが望ましい。

8 受援側支援体制の確立

都道府県は、地域防災計画又は受援計画に食糧や燃料を中心とする必要資材の調達計画を樹立している。これらの目的とするところは被災者の救済が最優先であることは言を待たない。しかし、緊急消防援助隊の制度は消防を本来の趣旨を超えて活動することを期待するものであるならば、国や都道府県はそれぞれの責任において、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるよう、より積極的な支援体制をとるべきであると言えなくもない。このことは必ずしも、都道府県や市町村自らが物資を備蓄するような負担を求めることを意味するわけではなく、例えば地域防災計画中の資材調達計画に緊急消防援助隊を対象に含むとして明記することや、集結場所を緊急消防援助隊用として明確に区分けすることであってもよい。